

www.alpajapan.org

# 日乗連ニュース

#### **ALPA Japan NEWS**

Date 2003 . 05 . 08 No 2 6 - 6 2

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan 幹事会 **T144-0043** 東京都大田区羽田5 - 11 - 4 フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

## Spot in 直後に、

### もし警察官が操縦席に来たら、、、

2002 年 10 月 2 日、全日空 59 便の羽田空港への緊急着陸による引き返し (AIR TURN BACK) 時における、警察捜査に対する取り組みとして、ALPA Japan (日乗連)として各種取り組みを 行ってきました。その後も JAL、JAS に於いても同様の事例が報告されています。

日乗連 Legal 委員会では日乗連手帳にある「事故に遭遇したら」「事故後の対応」とは別に、 「緊急事態や異常運航」により着陸した航空機に警察官が来て事情聴取を求めた場合の対応を検 討してきました。本来会社がそのような時期に警察官を機側に案内すること自体に問題がありま す。

しかし現実に「警察からの要請」により全日空59便をはじめとし、当該運航乗務員への事情聴 取が行われています。

そこで【警察官が操縦室で事情聴取を求めた際の対応】マニュアルを日乗連手帳貼り付け用と して以下文章記載のシールを配布します。日乗連手帳6ページの余白に貼り付けてご使用下さい。

#### 【警察官が操縦室で事情聴取を求めた際の対応】

警察が乗員から事情聴取をするのは、刑事責任の追及が目的です。不正確な供述は不本意な事態 を招きますから、慎重にすべきです。着陸直後は、乗員自身も事態の正確な理解や整理ができていな いでしょうから、少なくとも会社や航空局への報告書などをまとめるまでは、警察官に正しい供述はでき ないことが多いと思われます。また、乗員には着陸後も、様々な措置や確認、各種報告書の作成など、 重要な任務が残っているのです。

そのような場合、警察官が着陸後の操縦室に来て事情聴取等を求めても、その場での対応は断るべ きです。機内の業務が済んだ後は速やかに降機し、落ち着いてしかるべき措置がとれる適切な場所に 移りましょう。任意捜査として協力を求められているだけですから、断るのに本来理由はいりません。あえ て理由を述べるのならば、「私にはまだ機外での大事な仕事がありますから」と言えば足ります。また、自 身が負傷していたり体調が悪い場合は、まず病院で治療を受けたいというのは当然のことです。また、 先に弁護士に相談したい、というのも正当な理由です。

\*上記内容は手帳という限られたスペースであることまた事情聴取という運航乗務員として全 く未知の環境において使用する事を前提に簡潔にまとめました。従ってこのマニュアルは「機側 に不意に警察官が来た場合」を想定していますので、その後については「事故後の対応」に従っ て日乗連緊急連絡電話又は所属組合に連絡して下さい。

質問、疑問に関しては日乗連 Legal 委員会までお問い合わせ下さい。

